

大和市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号。以下「規則」という。）第62条第2項ただし書きについて定める。

(常駐を要しない期間)

第2条 次の各号のいずれかに該当する期間は、工期中において現場代理人の工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、工事現場に滞在すること）を要しない期間とすることができる。ただし、発注者と常に連絡を取れる体制が確保されている場合で、いずれの期間も設計図書、打合せ記録簿等により明確となっており、発注者の承認を得た場合に限る。

- (1) 仮契約締結の日から本契約締結の日までの期間
- (2) 契約締結後、現場施工に着手する日の前日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (3) 工事を全面的に一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) 工事現場での作業が完了した日の翌日から完成検査の日までの期間
- (6) 前5号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼任配置に係る対象工事等)

第3条 受注者は、大和市が発注する工事において現場代理人を兼任させようとする場合（以下「兼任配置」という。）は、全ての工事において現場代理人の兼任を認める旨を公告した工事であるほか、次の各号のいずれかに該当する工事に限り、現場代理人を一つの現場に常駐としないことができるものとする。ただし、原則として昼間工事及び夜間工事の兼任は認めない。

- (1) 請負金額（税込み）が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満の工事
- (2) 大和市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼任配置とすることができない。

- (1) 前年度及び当該年度中に完成した工事において、大和市請負工事検査評定採点基準第6条第2号に規定する評定点合計が65点未満であった者。
- (2) 現施工中の工事の管理体制が良好でない等兼任配置とすることが適当でない認められる場合。

(兼任配置ができる工事件数)

第4条 現場代理人1人につき、兼任することができる工事の件数は、原則として2件までとする。ただし、兼任する工事の規模・内容・場所等により、発注者が認めた場合にはこの限りでない。なお、工事の件数には年間の単価契約を含み、その請負金額は年間予算額とする。

(連絡員)

第5条 受注者は、2件の工事を兼任させようとするときは連絡員を1人、3件の工事を兼任させようとするときは連絡員を2人選定し、工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えておかなければならない。ただし、同一工事現場における2以上の工事を兼任する場合には、この限りでない。

2 現場代理人は、工事請負契約約款第11条第2項及び工事請負単価契約約款第8条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

3 連絡員は、受注者が直接雇用している者であって建設業法に係る営業所の専任技術者でないこととし、他の工事の連絡員となることはできない。

(現場代理人兼任届)

第6条 兼任配置をしようとする時は、規則第62条第1項に定める現場代理人等選任届の提出と同時に、現場代理人兼任届(様式第1号)を提出しなければならない。

2 連絡員の変更またはやむを得ない理由で現場代理人を変更しようとするときは、発注者とあらかじめ協議したうえで、現場代理人等兼任変更届(様式第2号)を提出しなければならない。

(兼任配置とした場合の取扱い)

第7条 請負工事主管課長は、兼任配置とした工事の施工中において、安全管理、工程管理等施工管理体制が不十分と判断し、その兼任配置を継続することが適当でないと認めるときは、その旨を契約主管課長に報告しなければならない。

2 契約主管課長は、前項の報告を受けたときは、その工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、兼任配置の解除をするものとする。

(安全管理等)

第8条 受注者は、兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮を必要とする。

(変更契約時の取扱い)

第9条 兼任配置とした工事について、その後の設計変更の理由により第3条第1号の条件を満たさなくなった場合は、兼任配置の解除をするものとする。

附則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に一般競争入札の公告を行う工事について適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に一般競争入札の公告を行う工事について適用する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年2月6日から施行し、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）附則第1項第3号に定める日以後に一般競争入札の公告を行う工事について適用する。